平成２３年（フ）第１８７号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲4353番地１
債務者　古川いつ子
１　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第４３２号
盛岡市永井21地割１番地28　旭荘１－５
債務者　石母田克彦
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第９０号
群馬県桐生市広沢町５丁目1157番地の10
債務者　鈴木　義一
１　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第２３８号
富山市下大久保1653番地７、前住所富山市向新庄町７丁目14番17号
債務者　東　　厳志
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４５号
富山市婦中町分田15番地23
債務者　小泉　　浩
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６７号
長野市差出南２丁目２番13号
債務者　内堀　初枝
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８７号
岐阜県可児市桜ケ丘５丁目258番地
債務者　纐纈　孝子
１　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第２５３４号
愛知県津島市神守町字中切52番地４、外国人登録原票上の住所名古屋市守山区向台２丁目506番地
債務者　金岡美帆こと　金　　美帆
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４３号
兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘３丁目６番地10
債務者　山下　秀子
１　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０４号
鳥取県米子市車尾３丁目２番15号　205号
債務者　高橋　容子
１　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１１２号
鳥取県米子市両三柳5000番地　シャルムコートＡ105号
債務者　亀尾　　明
１　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第３９３号
愛媛県松山市小栗２丁目２番５号　濱田レジデンス302号
債務者　飯野　清志
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３５号
愛媛県松山市中島大浦3039－10　濱田敏男方、住民票上の住所松山市清水町２丁目４番地11　中川ビル２Ｆ
債務者　濱田　浩司
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３号
愛媛県今治市室屋町５丁目１番７号、旧住所愛媛県今治市宮窪町宮窪2396番地２
債務者　渡邊真奈美
１　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第５５号
愛媛県今治市大三島町宮浦5677番地
債務者　舩木　久子
１　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第９４号
福岡県直方市大字頓野2104番地７
債務者　今井由美子
１　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第３９４号
宮崎県東諸県郡国富町大字森永1674番地
債務者　髙取　光夫
１　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係